



三重県公報

令和3年6月30日(水)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(障がい福祉課)	4
31	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(薬 務 課)	17
32	三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例	(農山漁村づくり課)	20
33	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(薬 務 課)	21
34	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	33
35	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(地 域 福 祉 課)	40
36	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(長 寿 介 護 課)	42
37	三重県都市公園条例の一部を改正する条例	(都 市 政 策 課)	44
38	三重県営住宅条例の一部を改正する条例	(住 宅 政 策 課)	48
39	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	49
40	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	51

公布された条例のあらまし

- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 30 号）
 - 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）
 - 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）
 - 1 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 34 号）
 - 1 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）
 - 1 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設等における就業環境の整備等の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）
 - 1 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）
 - 1 鈴鹿青少年の森における公募対象公園施設の設置等に当たり、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）
 - 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に鑑み、過疎地域に係る規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 三重県立鈴鹿青少年センターにおいて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業を実施するに当たり、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、信号機に関する基準を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十四条 (略) <u>(電磁的記録)</u>	第十四条 (略)
第十五条 婦人保護施設の設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	
第十六条 (略)	第十五条 (略)

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第十四章 (略)</p> <p>第十五章 雑則 (第九十六条)</p> <p>附則 (職員)</p> <p>第七十条 (略)</p> <p>2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、前項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第九十五条 (略)</p> <p>第十五章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第九十六条 児童福祉施設の設置者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十四章 (略)</p> <p>附則 (職員)</p> <p>第七十条 (略)</p> <p>2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第九十五条 (略)</p>

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 雑則 (第八十二条)</p> <p>附則</p> <p>第八十一条 (略)</p> <p>第八章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第八十一条 (略)</p>
<p>第八十二条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	
<p>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方</p>	

法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第三章（略）	第一章～第三章（略）
第四章 雑則（第四十二条）	
附則	附則
第四十一条（略）	第四十一条（略）
第四章 雑則	
（電磁的記録等）	
第四十二条 指定障害児入所施設の設置者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2 指定障害児入所施設の設置者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で	

行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知識によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
--

（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章（第十七章（略）） 第十八章 雑則（第百八十一条） 附則 （準用） 第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十六条第二項、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第六十五条及び第六十八条から第七十一条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百七十九条第一項において準用する第七十条」と、第十三条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十九条第二項において準用する第六十六条第二項及び第三項、第百七十九条第三項及び第五項において準用する第二百二十条第二項及び第三項並びに第百七十九条第四項において準用する第百三十	目次 第一章（第十七章（略）） 附則 （準用） 第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十六条第二項、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第六十五条及び第六十八条から第七十一条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百七十九条第一項において準用する第七十条」と、第十三条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十九条第二項において準用する第六十六条第二項及び第三項、第百七十九条第三項及び第五項において準用する第二百二十条第二項及び第三項並びに第百七

一条第二項及び第三項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第七十九條第二項において準用する第六十六條第二項、第七十九條第三項及び第五項において準用する第二百二十條第二項並びに第七十九條第四項において準用する第二百三十一條第二項」と、第二十六條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九條第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十八條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十九條中「前条」とあるのは「第七十九條第一項において準用する前条」と、第六十九條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2 ～ 5 (略)

第八十条 (略)

第十八章 雑則

(電磁的記録等)

第八十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することがで

一条第二項及び第三項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第七十九條第二項において準用する第六十六條第二項、第七十九條第三項及び第五項において準用する第二百二十條第二項並びに第七十九條第四項において準用する第二百三十一條第二項」と、第二十六條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九條第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十八條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十九條中「前条」とあるのは「第七十九條第一項において準用する前条」と、第六十九條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2 ～ 5 (略)

第八十条 (略)

	きない方式で作られる記録であつて、電子 計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。)により行うことができる。
2	指定障害福祉サービス事業者及びその 従業者は、交付、説明、同意、締結その他 これらに類するもの(以下この項において 「交付等」という。)のうち、この条例及 びこの条例に基づく規則の規定において 書面で行うことが規定されている又は想 定されるものについては、当該交付等の相 手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が 利用者である場合には当該利用者に係る 障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、 書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的方法その他の知覚によつて認識 することができない方法をいう。)による ことができる。

(三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章(第四章 (略)) 第五章 雑則(第三十八条) 附則 第三十七条 (略) 第五章 雑則 (電磁的記録等)	目次 第一章(第四章 (略)) 附則 第三十七条 (略)
第三十八条 指定障害者支援施設の設置者 及びその従業者は、作成、保存その他これ らに類するもののうち、この条例及びこの 条例に基づく規則の規定において書面(書 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によつて 認識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条にお	

<p>いて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	
<p>2 指定障害者支援施設の設置者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	

(三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第七条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章(第九章 (略))	第一章(第九章 (略))
第十章 雑則(第七十五条)	
附則	附則
(障害福祉サービス事業者の一般原則)	(障害福祉サービス事業者の一般原則)
第三条 障害福祉サービス事業を行う者(次	第三条 障害福祉サービス事業を行う者(次
章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第十	章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。以下この条及び第十六条において「障害福祉サービス事業者」という。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その

五条において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第七十四条 (略)

第十章 雑則

(電磁的記録等)

第七十五条 障害福祉サービス事業者及び

その職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員

は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に

他の事情を踏まえた計画（第十五条において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第七十四条 (略)

代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第八条 三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条の二（略） （電磁的記録等）</p>	<p>第十七条の二（略）</p>
<p>第十八条 地域活動支援センターの設置者及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	
<p>2 地域活動支援センターの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代え</p>	

て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法 その他人の知覚によつて認識することが できない方法をいう。）によることができ る。	第十八条（略）
第十九条（略）	第十八条（略）

（三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第十六条の二（略） （電磁的記録等）	第十六条の二（略）
第十七条 福祉ホームの設置者及びその職 員は、記録、保存その他これらに類するも ののうち、この条例及びこの条例に基づく 規則の規定において書面（書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によつて認識するこ とができる情報が記載された紙その他の 有体物をいう。以下この条において同じ。） で行うことが規定されている又は想定さ れるもの（次項に規定するものを除く。） については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ の他人の知覚によつては認識することが できない方式で作られる記録であつて、電 子計算機による情報処理の用に供される ものをいう。）により行うことができる。	同前
2 福祉ホームの設置者及びその職員は、説 明、同意その他これらに類するもの（以下 この項において「説明等」という。）のう ち、この条例及びこの条例に基づく規則の 規定において書面で行うことが規定され ている又は想定されるものについては、当 該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明 等の相手方が利用者である場合には当該 利用者に係る障害の特性に応じた適切な 配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法	同前

<p>(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。) によることができる。</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>第十七条 (略)</p>
--	-----------------

(三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十八条の二 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>第二十八条の二 (略)</p>
<p>第二十九条 障害者支援施設の設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	
<p>2 障害者支援施設の設置者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に</p>	

代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。 第三十条 （略）	第二十九条 （略）
---	-----------

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和三年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 8 （略）</p> <p>9 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第六十六条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新指定障害児通所支援基準条例第六十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 8 （略）</p> <p>9 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第六十六条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新指定障害児通所支援基準条例第六十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十二号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一〜五の三（略）	（略）	一〜五の三（略）	（略）
五の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）	四日市市	五の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）	四日市市
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）		及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。）	
及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務		事務	
イ 薬局に関する次に掲げる事務		イ 薬局に関する次に掲げる事務	
（イ） 法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定の申請書の受理及び知			

	事への送付
(ロ)	法第六条の二第
	四項の規定による地
	域連携薬局の認定の
	更新の申請書の受理
	及び知事への送付
(ハ)	法第六条の三第
	一項の規定による専
	門医療機関連携薬局
	の認定の申請書の受
	理及び知事への送付
(ニ)	法第六条の三第
	五項の規定による専
	門医療機関連携薬局
	の認定の更新の申請
	書の受理及び知事へ
	の送付
(ホ)	(略)
(ト)	(略)
(チ)	政令第二条の七の
	規定による地域連携
	薬局及び専門医療機
	関連携薬局の認定証
	の交付の経由
(リ)	政令第二条の八第
	二項の規定による地
	域連携薬局及び専門
	医療機関連携薬局の
	認定証の書換え交付
	申請書の受理及び知
	事への送付
(ス)	政令第二条の九第
	二項の規定による地
	域連携薬局及び専門
	医療機関連携薬局の
	認定証の再交付申請
	書の受理及び知事へ
	の送付
(ル)	政令第二条の十の
	規定による地域連携

(イ) (ハ) (略)

<p>薬局及び専門医療機 関連携薬局の認定証 の返納の受理及び知 事への送付 (7) 省令第十六条の三 の規定による地域連 携薬局及び専門医療 機関連携薬局の変更 の届出の受理及び知 事への送付 ロ・ハ (略)</p>		<p>ロ・ハ (略)</p>	
<p>五の五〜三十五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五の五〜三十五 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第十二条第七項の規定による認定の申請に係るこの条例による改正後の三重県の事務処理の特例に関する条例別表第二第五号の四の項イ(4)及び(ハ)に掲げる事務は、この条例の施行の日前においても、四日市市が処理することとする。

三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十二号

三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例

三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例（平成五年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町又は次に掲げる地域を含む市町をいう。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された市町の区域</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（同法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については令和三年度から令和八年度までの間に限り、同法附則第五条に規定する特別特定市町村（同法附則第六条第二項、第七条第二項及び第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については令和三年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第五号の市町の区域とみなす。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町又は次に掲げる地域を含む市町をいう。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された市町の区域</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十三号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第三（医薬品医療機器等法に基づく手数料）				別表第三（医薬品医療機器等法に基づく手数料）			
手数料 の名称	手数料を徴収する事務の細目	手数料 の細目	手数料 の金額	手数料 の名称	手数料を徴収する事務の細目	手数料 の細目	手数料 の金額
一～六 (略)	(略)	(略)	(略)	一～六 (略)	(略)	(略)	(略)
七 医 薬品 等適 合性 調査 等申 請手 数料	(一) 医薬品等製造販売承認時の適合性調査、医薬品等の変更計画に係る適合性の確認又は輸出用医薬品等製造開始時の適合性調査の申請に対する審査			七 医 薬品 等適 合性 調査 等申 請手 数料	(一) 医薬品等製造販売承認時の適合性調査、医薬品等の変更計画に係る適合性の確認又は輸出用医薬品等製造開始時の適合性調査の申請に対する審査		
	イ 三の項手数料を徴収する事務の細目の欄	イ 三の項承認申請時等(無菌等)適合性調査又は確認の申請に対する手数料	七万三千七百円	イ 三の項承認申請時等(無菌等)適合性調査及び(イ)に係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	イ 三の項承認申請時等(無菌等)適合性調査及び(イ)に係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	承認申請時等(無菌等)適合性調査	五万三千七百円
ロ 三の項	医薬部		五万三				

ハ	三の項手	医薬品	四万千	審査	請に対する	は確認の申	合性調査又	イに係る適	細目の欄(二	する事務の	徴料を徴収
					請手数	査等申	合性調	等)適	時等(無	認申請	千
											百
											円
ニ	三の項手	医薬部	三万千	審査	請に対する	は確認の申	合性調査又	ロに係る適	細目の欄(一	する事務の	徴料を徴収
					手数料	申請手	調査等	適合性	(一般)	請時等	承認申
											円
											六
											百
											円
ホ	三の項手	医薬品	一万八	審査	請に対する	は確認の申	合性調査又	ハに係る適	細目の欄(一	する事務の	徴料を徴収
					手数料	等申請	性調査	等)適合	(包装	請時等	承認申
											千
											三
											百
											円
ヘ	三の項手	医薬部	一万四	審査	請に対する	は確認の申	合性調査又	ロに係る適	細目の欄(一	する事務の	徴料を徴収
					手数料	等申請	性調査	等)適合	(包装	請時等	承認申
											千
											三
											百
											円

ロ	三の項手	承認申	三万千	審査	請に対する	は確認の申	合性調査又	ロに係る適	細目の欄(一	する事務の	徴料を徴収
					手数料	申請手	調査等	適合性	(一般)	請時等	承認申
											千
											三
											万
											千
											円
ハ	三の項手	承認申	一万四	審査	請に対する	は確認の申	合性調査又	ハに係る適	細目の欄(一	する事務の	徴料を徴収
					手数料	等申請	性調査	等)適合	(包装	請時等	承認申
											千
											三
											百
											円

イ	適合性調査の更新時の適合性調査に対する審査	三の項手	医薬品	一万八	千三百	
		手数料を徴収する事務の細目の欄(一)	医薬品	承認申請	円	
		に及び(三)	(特定)	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(三)	(特定)	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(三)	(特定)	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(三)	(特定)	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
ト	適合性調査の更新時の適合性調査に対する審査	三の項手	医薬品	一万八	千三百	
		手数料を徴収する事務の細目の欄(二)	医薬品	承認申請	円	
		に及び(三)	(包装)	等)適合	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(三)	(包装)	等)適合	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(三)	(包装)	等)適合	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(三)	(包装)	等)適合	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		

イ	適合性調査の更新時の適合性調査に対する審査	三の項手	定期調査	一万四	千三百	
		手数料を徴収する事務の細目の欄(一)	定期調査	承認申請	円	
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
ト	適合性調査の更新時の適合性調査に対する審査	三の項手	承認申請	一万四	千三百	
		手数料を徴収する事務の細目の欄(一)	承認申請	承認申請	円	
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		
		に及び(二)	(無菌等)適	保管)適	検査等申請	手数料
		にに係る適合性調査又は確認の申請に対する審査	検査等申請	手数料		

申請に対する審査	手数料	あつて
	手数料	は十四万二千五百円、適合性調査の品目の数が二以上である場合にあっては十四万二千五百円を超える適合性調査の品目の数を七に二乗して得た金額を加算した金額
ロ	三の項	医薬部適合性
手数料を徴収する事務の細目の欄(イに係る適合性調査の申請に対する審査)	外品定期調査品目の数(無菌等)適合である性調査場場合に	あつて
	手数料	は十萬五千円、適合性調査の品目の

性調査の申請に対する審査	あつて
性調査の申請に対する審査	は十萬五千円、適合性調査の品目の数が二以上である場合にあっては十萬五千円を超える適合性調査の品目の数を七に二乗して得た金額を加算した金額

ハ 三の項手数料を徴収する事務の細目の欄（一）ロに係る適合性調査の申請に対する審査	医薬品	適合性調査の品目の数が二千七百円を乗じて得た額を加算した金額	二千七百円を乗じて得た額を加算した金額を超	えらる適合性調査の品目の数が二千七百円を乗じて得た額を加算した金額を超
	定期調査時（一般）適合性調査			

ロ 三の項手数料を徴収する事務の細目の欄（一）ロ及び（二）ロに係る適合性調査の申請に対する審査	定期調査時（一般）適合性調査	品目の数が一万	品目の数が二以上である場合にあっては	品目の数が二以上である場合にあっては
	申請手数料			

審査 請求に対する 性調査の申 に係る適合 性及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二	手数料 申請手 申請手 性調査 に ロ及び(三イ 細目の欄(二) する事務の 徴取 三の項手 二
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千円を二に品目の調査の適合性に
合性調査の品目の数が一以上である
た金額を乗じて得た金額を加算し
た金額を乗じて得た金額を加算し
た金額を乗じて得た金額を加算し
た金額を乗じて得た金額を加算し

額を加算した金額を乗じて得た金額を加算し
た金額を乗じて得た金額を加算し
た金額を乗じて得た金額を加算し
た金額を乗じて得た金額を加算し

ホ	三の項手 数料を徴収 する事務の 細目の欄(一) ハに係る適 合性調査の 申請に対す る審査	医薬品	適合性	額	した金	を加算	した額	乗じて
		定期調	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて
ヘ	三の項手 数料を徴収 する事務の 細目の欄(一) ハ(二)ハ及 び(三)ロに係 る適合性調 査の申請に 対する審査	医薬部	適合性	額	した金	を加算	した額	乗じて
		外品等	調査の	品目の	数が二	以上で	ある場	合にあ

ホ	三の項手 数料を徴収 する事務の 細目の欄(一) ハに係る適 合性調査の 申請に対す る審査	医薬品	適合性	額	した金	を加算	した額	乗じて
		定期調	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて
ヘ	三の項手 数料を徴収 する事務の 細目の欄(一) ハ(二)ハ及 び(三)ロに係 る適合性調 査の申請に 対する審査	医薬部	適合性	額	した金	を加算	した額	乗じて
		外品等	調査の	品目の	数が二	以上で	ある場	合にあ

ト 三の項手 数料を徴収 する事務の 細目の欄(一) 二に係る適 合性調査の 申請に対す る審査	医薬品	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は三万	七千円、	適合性	調査の
	定期調	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は三万	七千円、	適合性	調査の	品目の
細目の欄(二) ハ及び(三) に係る適合 性調査の申 請に対する 審査	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目
	査時(包)	装等)適	場	に	あつて	は二万	八千百	円に一	を超え	る適合	性調査	の品目

ニ 三の項手 数料を徴収 する事務の 細目の欄(一) 二、(二二及 び(三八)に 係る適合性 調査の申請 に対する審査	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	査時(特	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査	の品目
定期調 査時(特 定保管) 調査申 請手数 料	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査
	定期調	適合性	調査の	品目の	数が一	である	場合に	あつて	は二万	八千百	円、適合	性調査

	<p>九 医 薬品 等の 基準 確認 証の 交付 に係 る区 分適 合性 調査 申請 手数 料</p>	<p>(略)</p> <p>(一) 医薬品(体 外診断用医薬 品を除く。)に 係るもの イ 医薬品、 医療機器等 の品質、有効 性及び安全 性の確保等 に関する 法律第十四 条第八項に 規定する医 薬品又は医 薬部外品の 製造工程の 区分を定め る省令(令和 三年厚生 労働省令第十 七号。以下 「区分省令」 という。)第 二条第三号 に規定する</p>	<p>(略)</p> <p>医薬品 基準確 認 二 千 五 百 円 に 、 有 認 証 (無 認 証) に 、 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 に 関 し て 調 査 申 請 手 数 料</p>	<p>十四万 二 千 五 百 円 に 、 有 認 証 (無 認 証) に 、 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 に 関 し て 調 査 申 請 手 数 料</p>	<p>を 加 算 し た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額 を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>	<p>を 乗 じ て 得 た 額 に 係 る 品 目 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額 を 乗 じ て 得 た 額</p>
--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区分毎の基準 確認の 交付に係る 審査	ロ 区分省令 医薬品 第二条第四 号に規定す る区分毎の 基準確認 の交付に係 る審査	医薬品 基準確 認証(非 無菌関 係区分) 調査申 請手数 料	八万四 千円に、 二千元 に当該 調査に 係る品 目を 乗じて 得た額 及び一 万円に 当該調 査に係 る製造 業者の 数を乗 じて得 た額を 加算し た額
区分毎の基 準確認の 交付に係る 審査	ハ 区分省令 医薬品 第二条第五 号に規定す る区分毎の 基準確認 の交付に係 る審査	医薬品 基準確 認証(包 装等関 係区分) 調査申 請手数 料	三万七 千円に、 千二百 円に当 該調査 に係る 品目を 乗じて 得た額 及び一 万円に 当該調 査に係 る製造 業者の 数を乗 じて得 た額を 加算し た額

区分毎の基 準確認の 交付に係る 審査	ロ 区分省令 医薬品 第二条第四 号に規定す る区分毎の 基準確認 の交付に係 る審査	医薬品 基準確 認証(非 無菌関 係区分) 調査申 請手数 料	六万二 千七百 円に、二 千元に 当該調 査に係 る品目 数を乗 じて得 た額及 び一万 円に当 該調査 に係る
区分毎の基 準確認の 交付に係る 審査	ハ 区分省令 医薬品 第二条第五 号に規定す る区分毎の 基準確認 の交付に係 る審査	医薬品 基準確 認証(包 装等関 係区分) 調査申 請手数 料	二万八 千円に、 千二百 円に当 該調査 に係る 品目を 乗じて 得た額 及び一 万円に 当該調 査に係 る製造 業者の 数を乗 じて得 た額を 加算し た額

三 (略)	十 (略)	十 (略)	十 (略)	(二)	(略)	(略)	(略)	二 区分省令 第二条第六号に規定する区分毎の基準確認の交付に係る審査 医薬品 基準確認(特 定保管 区分)調 査申請 手数料 品目数 を乗じて 得た額 及び 該 調査 に係 る製 造販 売業 者の 数を 乗じ て得 た額 を加 算し た額
三 (略)	十 (略)	十 (略)	十 (略)	(二)	(略)	(略)	(略)	二 区分省令 第二条第六号に規定する区分毎の基準確認の交付に係る審査 医薬品 基準確認(特 定保管 区分)調 査申請 手数料 品目数 を乗じて 得た額 及び 該 調査 に係 る製 造販 売業 者の 数を 乗じ て得 た額 を加 算し た額

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十四号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(昭和六十一年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和五年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日まで(期間とする。))に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。))又は第四十五条第二項(同項の表</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和三年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日まで(期間とする。))に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。))又は第四十五条第二項(同項の表</p>

の第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三條又は第四十八條の四に規定する税率の十分の一の税率

イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八條の九第十項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上のもの

ロ (略)

一 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税につ

の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三條又は第四十八條の四に規定する税率の十分の一の税率

イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八條の九第十三項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上のもの

ロ (略)

一 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税につ

<p>いては、県税条例第六十一条（県税条例附則第十六条第一項に規定する場合にあつては、同項）に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>三 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>	<p>いては、県税条例第六十一条に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>三 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p>
<p>1</p>	<p>1</p> <p>（略）</p> <p>（事業税の税率の特例）</p>
<p>2</p>	<p>2</p> <p>平成二十六年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「第四十三条」とあるのは「附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される県税条例第四十三条」とする。</p> <p>（不動産取得税の税率の特例）</p>
<p>3</p>	<p>3</p> <p>平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の土地の取得に対する不動産取得税に係る第二条の規定の適用については、同条中「第六十一条」とあるのは「附則第十六条第一項」とする。</p>

（三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第二条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例（平成二年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下この条及び次条において「法」という。）第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下この条及び次条において「法」という。）第一条第一項に規定する過疎地域（次条において「過疎地域」という。）内において、</p>

号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第二十三条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条第一号イ(2)において同じ。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。次条第一号イ(1)において同じ。）の用に供する設備の取得等（法第二十三条に規定する取得等をいう。次条第一号イにおいて同じ。）をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人について県税の特例を定めるものとする。

（課税免除）

第二条 知事は、法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税

イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。）又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域（法附則第六条

製造の事業、農林水産物等販売業（法第三十条に規定する農林水産物等販売業をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人について県税の特例を定めるものとする。

（課税免除）

第二条 知事は、過疎地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税

イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和三年三月三十一日までの間に、過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下この条において「特別償却設備」という。）

第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（第二号及び第三号において「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（1）において「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者（第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(1) 製造業又は旅館業 五百万円（資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人が行うものにあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人が行うものにあつ

て新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

<p>ては二千万円とする。)</p> <p>(2) <u>情報サービス業等又は農林水産物等販売業</u> <u>五百万円</u></p> <p>ロ <u>過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税（課税免除をした最初の年度から五箇年度に限る。）</u></p> <p>二・三 (略)</p>	<p>ロ 畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税（課税免除をした最初の年度から五箇年度に限る。）</p> <p>二・三 (略)</p>
--	---

(三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第三条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（平成五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第三号又は第四十五条第二項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用</p>

<p>に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(1) 製造業又は旅館業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第43号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(1) 製造業又は旅館業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第43号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和三年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。
- 3 第二条の規定による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和三年四月一日以後に取得等された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 4 第三条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和三年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十五号

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条（略）</p> <p><u>（就業環境の整備）</u></p> <p>第六条の二 救護施設等の設置者は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p>第六条の三 救護施設等の設置者は、感染症又は非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条において同じ。）の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 救護施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>第六条（略）</p>

<p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 救護施設等の設置者は、非常災害に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 救護施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 救護施設等の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条の三の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布
 します。

令和三年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十六号

三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三重県条例第七号）の一部を次のよう
 に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正
 する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則 1～3 （略） （貸付金の償還の特例）</p>	<p>1 附 則 1～3 （略）</p>
<p>4 政令附則第二条の二第一項の規定によ り貸付金の償還期限が令和十一年度の末 日に延長された市町においては、第八条第 一項の規定にかかわらず、令和三年度から 令和五年度までの計画期間における借入 総額を六で除して得た額を令和六年度か ら令和十一年度までの各年度において償 還するものとする。</p>	<p>4 政令附則第二条の二第一項の規定によ り貸付金の償還期限が令和十一年度の末 日に延長された市町においては、第八条第 一項の規定にかかわらず、令和三年度から 令和五年度までの計画期間における借入 総額を六で除して得た額を令和六年度か ら令和十一年度までの各年度において償 還するものとする。</p>
<p>5 政令附則第二条の二第二項の規定によ り貸付金の償還期限が令和十四年度の末 日に延長された市町においては、第八条第 一項の規定にかかわらず、令和三年度から 令和五年度までの計画期間における借入 総額を九で除して得た額を令和六年度か ら令和十四年度までの各年度において償 還するものとする。</p>	<p>5 政令附則第二条の二第二項の規定によ り貸付金の償還期限が令和十四年度の末 日に延長された市町においては、第八条第 一項の規定にかかわらず、令和三年度から 令和五年度までの計画期間における借入 総額を九で除して得た額を令和六年度か ら令和十四年度までの各年度において償 還するものとする。</p>
<p>6 政令附則第二条の三第一項の規定によ り貸付金の償還期限が令和十四年度の末 日に延長された市町においては、第八条第 一項の規定にかかわらず、令和六年度から 令和八年度までの計画期間における借入 総額を六で除して得た額を令和九年度か ら令和十四年度までの各年度において償 還するものとする。</p>	<p>6 政令附則第二条の三第一項の規定によ り貸付金の償還期限が令和十四年度の末 日に延長された市町においては、第八条第 一項の規定にかかわらず、令和六年度から 令和八年度までの計画期間における借入 総額を六で除して得た額を令和九年度か ら令和十四年度までの各年度において償 還するものとする。</p>
<p>7 政令附則第二条の三第二項の規定によ</p>	<p>7 政令附則第二条の三第二項の規定によ</p>

	<p>り貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。</p> <p>(償還期限に関する読替え)</p>
<p>8</p>	<p>政令附則第二条の二又は第二条の三の規定の適用を受ける市町に対する第八条第二項の規定の適用については、同項中「政令第七条第六項」とあるのは、政令附則第二条の二第一項の規定の適用を受ける市町にあつては「政令附則第二条の二第一項」と、同条第二項の規定の適用を受ける市町にあつては「政令附則第二条の二第二項」と、政令附則第二条の三第一項の規定の適用を受ける市町にあつては「政令附則第二条の三第一項」と、同条第二項の規定の適用を受ける市町にあつては「政令附則第二条の三第二項」とする。</p>

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

三重県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十七号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例

三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（公園施設の設置基準）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>2 ～ 5 （略）</p> <p>6 施行令第六条第六項に規定する場合における法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、施行令第六条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者選定委員会）</p> <p>第十四条の七 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定の特例）</p> <p>第十四条の七の二 知事は、法第五条の四第三項に規定する設置等予定者を当該公募対象公園施設を設置する都市公園の指定管理者として指定しようとするとき又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を当該民間事業者が整備等を行う都市公園の指定管理者として指定しようとするときは、前三条の規定にかかわらず、第十四条の六第一項各号に掲げる基準を満たすと認めたものを、議</p>	<p style="text-align: center;">（公園施設の設置基準）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>2 ～ 5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（選定委員会）</p> <p>第十四条の七 （略）</p>

	<p>会の議決を経て当該都市公園の指定管理者として指定することができる。</p> <p>(公募対象公園施設設置等予定者選定委員会)</p>
	<p>第十四条の七の三 知事は、法第五条の二第二項第九号に規定する評価の基準及び法第五条の四第三項に規定する設置等予定者の選定に関する事項について審査を適正に行うため、知事の附属機関として、公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。</p>
2	<p>選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。</p> <p>一 審査基準及び配点表の作成に関する事項</p> <p>二 公募対象公園施設を設置しようとするものから提出される公募設置等計画の審査に関する事項</p> <p>三 その他設置等予定者の選定を行うに当たつて必要な事項</p>
3	<p>選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>
4	<p>委員は、学識経験者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。</p>
5	<p>委員の任期は、任命の日から設置等予定者が選定される日までとする。</p>
6	<p>前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(特定事業実施事業者選定委員会)</p>
	<p>第十四条の七の四 知事は、民間資金法の規定に基づき実施する事業の事業者(以下この条において「特定事業実施事業者」という。)の選定に関する事項の審査を</p>

	<p>適正に行うため、知事の附属機関として、特定事業実施事業者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。</p>
2	<p>選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項 二 特定事業実施事業者の選定を受けようとするものから提出される事業提案書等の審査に関する事項 三 その他特定事業実施事業者の選定を行うに当たつて必要な事項
3	<p>選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>
4	<p>委員は、都市公園の整備又は管理に関し優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。</p>
5	<p>委員の任期は、任命の日から事業契約（民間資金法第五条第二項第五号に規定する事業契約をいう。）を締結する日までとする。</p>
6	<p>前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（附属機関への諮問の特例）</p>
第十四条の七の五	<p>知事は、都市公園と他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者にとそれらの整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、事業者の選定に関する事項の審査を適正に行うために諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち諮問すべき一の附属機関</p>

<p>を決定し、当該決定した附属機関に諮問 することができる。</p>	
<p>第十四条の八 知事は、次に掲げる場合には、 その旨を告示するものとする。</p>	<p>第十四条の八 知事は、次に掲げる場合には、 その旨を告示するものとする。</p>
<p>一 第十四条の六第二項又は第十四条の 七の二の規定により指定管理者を指定 したとき。</p>	<p>一 第十四条の六第二項の規定により指定 管理者を指定したとき。</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十八号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 5 （略）	附 則 1 ～ 5 （略）
6 当分の間、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）</u> 第二条第一項に規定する過疎地域及び半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町の区域内の県営住宅に係る第六条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一項第一号の要件を満たすものとみなす。	6 当分の間、 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）</u> 第二条第一項に規定する過疎地域及び半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町の区域内の県営住宅に係る第六条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一項第一号の要件を満たすものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十九号

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例

三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者選定委員会)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の特例)</p> <p>第六条の三 教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとするときは、前三条の規定にかかわらず、第六条第一項各号に掲げる基準を満たすと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。</p> <p>(特定事業実施事業者選定委員会)</p> <p>第六条の四 教育委員会は、民間資金法の規定に基づき実施する事業の事業者（以下この条において「特定事業実施事業者」という。）の選定に関する事項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、特定事業実施事業者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。</p> <p>一 審査基準及び配点表の作成に関する事項</p> <p>二 特定事業実施事業者の選定を受けようとするものから提出される事業提案書等の審査に関する事項</p>	<p>(選定委員会)</p> <p>第六条の二 (略)</p>

<p>三 その他特定事業実施事業者の選定を行うに当たつて必要な事項</p>	
<p>3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>4 委員は、青少年センターの整備又は管理に関し優れた識見を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。</p>	
<p>5 委員の任期は、任命の日から事業契約（民間資金法第五条第二項第五号に規定する事業契約をいう。）を締結する日までとする。</p>	
<p>6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則（附属機関への諮問の特例）</p>	
<p>第六条の五 教育委員会は、青少年センターと他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者による整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、事業者の選定に関する事項の審査を適正に行うために諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち諮問すべき一の附属機関を決定し、当該決定した附属機関に諮問することができる。 (指定等の告示)</p>	<p>(指定等の告示)</p>
<p>第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。 一 第六条第二項又は第六条の三の規定により指定管理者を指定したとき。 二 (略) 2 (略)</p>	<p>第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。 二 (略) 2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
